

平成16年10月27日(水)

企業会計審議会
第7回第二部会議事録

於 金融庁共用第1特別会議室
(中央合同庁舎第四号館11階)

金融庁 総務企画局

午後2時00分開会

山浦部会長 定刻になりましたので、これより第7回の第二部会を開催いたします。

皆様には、お忙しいところ、ご参集頂きまして誠にありがとうございました。

議事に入ります前に、当部会に所属されている委員に異動がございましたので、ご紹介させて頂きます。

9月24日付けで奥山章雄氏が臨時委員を退任されました。また、同日付けで加藤厚氏が臨時委員に就任されております。

加藤委員 加藤です。よろしくお願いいたします。

山浦部会長 さらに、時田優氏が専門委員を退任され、土本清幸氏が専門委員に就任されております。

土本委員 東京証券取引所の土本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

山浦部会長 なお、お手元に第二部会の名簿を配付しておりますので、ご参照頂ければと思います。

なお、本日、加古会長は大学の方の急な用件ということでご欠席であります。

それでは、早速でありますけれども、これより議事に入りたいと存じます。

ご承知のとおり、去る6月24日に公開草案を公表いたしまして、8月末まで意見を求めておりました。その後、起草委員会におきまして寄せられたご意見を検討いたしました。寄せられたご意見は、必ずしも概念整理の本質的な部分に関わるようなものではありませんで、概ね用語とか文章表現に関するご指摘や説明を求めのご意見でございました。このため、起草委員会では公開草案の骨格を変える必要はないと考えまして、その上で説明の不足や全体を通しての表現の整合性などについても考慮しました。公開草案に字句、表現の修正、項目の整理や説明の追加などの修正を加えまして、意見書の案を作成いたしました。

そこで、まず、事務局から寄せられた意見の紹介も含めまして、起草委員会で作成いたしました意見書(案)についてご説明頂きたいと思っております。その後、皆様からご意見を頂戴し、できれば本日当部会としての意見書(案)を取りまとめて頂ければと考えております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

多賀谷企業会計調整官 それでは、ご説明させていただきます。お手元に資料1、2、3というのがお配りしてあると思います。資料1は事前に送付しておりますが、寄せられましたご意見そのものでございます。4団体1個人から寄せられております。資料2は、公開草案と意見書、それから、修正箇所等につきましてコメントを付したものを用意しております。資料3は、意見書(案)の形に整えてみたものでございます。本日は資料2に基づきましてご説明をさせて頂きたいと思っております。

資料2でございますが、左側が公開草案、6月24日に公表したものでございます。それから、起草委員会で現段階で整えたものが真ん中の意見書(案)でございます。右側のコメント及び修正の検討ところに寄せられましたコメントの概要、それに対する対応、あるいはそれぞれの修正箇所について簡単に説明を加えております。

まず、1ページ目でございますが、これは匿名、個人の方のご意見で、「保証業務」という用語自体を変えてはどうかということでございます。これは公開草案の折にも冒頭いろいろご議論があったところですが、まさに保証業務という意味の保証が誤解されないためにこの意見書を作るということでありまして、Assurance Service ということで、いわゆる債務保証ですとか、そういうものとは違うということを確認にするということでございますので、「保証業務」という訳語自体は変更するという事はしておりません。

1ページ目から2ページ目の頭にかけて、審議の背景については特に修正はございません。

2ページ目の上のマルですが、これは中央青山監査法人から表現の問題として、「監査人による監査業務と非監査業務の同時提供が独立性を侵害する」と言っているのですが、監査業務だけではなくてレビューですとか、いろいろな業務があるので、これは正確な表現ではないのではないかと。「監査人としての業務とそれ以外」という表現にしてはどうかということでございました。ただ、監査人としての業務というのも曖昧と言えば曖昧になるので、監査人として、むしろ非監査業務をやってはいけないということをここで言いたいわけでございます。

ですから、本来であれば、公認会計士法上の、正確な言葉で言えば第1項業務と第2項業務の同時提供の禁止という言葉になろうかと思うのですが、これは国際的にも両者を制限するという一般論を言っておりますので、ここではわかりやすく「監査業務」と「非監査業務」という用語のままにさせていただきます。「保証」という言い方をすればいいのですが、保証の定義自体がまだ出てきておりませんので、今までの状況でこういう状況があったということの説明で

すので、このような表現にしております。

(4) のところですが、国際監査基準にカギを付けるという若干の訂正がございます。

2 ページの一番下、(2) のところの記述ですが、ここは公開草案の折には、公開草案の取りまとめまでの審議の経過を記載しておりました。今回は最終意見書までの審議の経過というふうになるようにこの文章は表現を改めまして、3 ページにかけまして公開草案を求めた後のことを加えまして、「当審議会に寄せられた意見を参考にしつつ更に審議を行い、公開草案の内容を一部修正して、これを「財務諸表等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」として公表することとした。」と、でき上りのような形の文章にしております。

「3 本意見書の位置づけ」でございます。ここは若干「てにをは」的なかぎ括弧を付けたということがございますが、「きじゅん」という言葉が、日本語では二つ漢字がございます。この用語の使い分けについて説明を付加してはどうかという意見が公認会計士協会から来ております。「Standard」と「Criteria」の違いということですが、ここは保証の分類のところでは文脈としてわかるようにしているわけですが、一応若干の修正をしております。ここでは公開草案と比較して頂きますと、「特定の保証業務を前提として適用される基準を提供する」ということで、ここで「基準」という言葉が出てきてしまいますので、「適用されることを意図するものではない。したがって、本意見書に示された概念的枠組みが直接に業務上の規範となるものではない」ということで、「基準」「規準」という言葉がたくさん違う漢字が出てこないようになるべく気をつけるということで少し対応させて頂いたところでございます。

それから、「デュー・プロセス」という言葉についてはよく使われるのですが、なるべく日本語の方がいいのではないかと。特に「適切なデュー・プロセス」というというのは重疊的表現ではないかということで、これを起草会議の方で、「公正かつ透明性のある適切な手続を通じて」というような一般的な表現に変えております。

3 ページの一番下、「二 保証業務の意味」、「1 保証業務の定義」のところでございます。4 ページをおめくり頂きますと、ここで「主題」という言葉が出てきますけれども、「主題」は、「対象事項」又は「保証対象事項」とすべきではないかというご意見が中央青山監査法人から来ております。ここも用語については十分に検討いたしまして、「主題」という言葉と「主題情報」という言葉が出てきますので、ここは「主題」という形で変更しておりません。

次の保証業務の分類ですが、これは(1)の方がいわゆるアサーションベースの場合と主題そのものを保証する場合という二つの分類があるということを記載しているところでございます。「言明に対する保証業務」、いわゆるこれを間接方式と言い、これに対して主題に対して直

接保証する「直接報告による保証業務」という表現を明確にした方がいいのではないかというご意見がございました。この点は公開草案の折にも検討されましたけれども、アサーション、いわゆる財務諸表のような経営者が作成した情報がある場合でも、その主題、例えば経営成績なり財政状態について直接報告をする、この報告の形式は直接報告ということも許容されるということは理論的にあるわけでございます。

また、アメリカの内部統制の基準によりますと、直接報告と、いわゆるアサーションベースの経営者が評価した結果に対する監査というものが両方行われるということになっておりますので、アサーションがあっても直接報告というのは可能になるということで、用語で分類するというはしないということになっておりまして、それを踏襲いたしております。

なお、この点につきましては、保証報告に関わる部分で後ほど追加的な記述をして対応するようにしております。

アサーションがある場合、ないという場合という二つの簡単な分けではなくて、アサーションがあっても直接報告もあるということを前提とした文章で変更しておりません。

(2)のところは、いわゆる限定的保証と合理的保証ということで、レビュー業務を設定できるような分類をそのまま維持しております。

(3)は、保証業務の定義の表現と整合させるという意味がありまして、先ほどもご意見がありました、「規準」と「基準」、いわゆる「Criteria」と「Standard」との違いを明確にするため、「一定の規準としての会計基準」という用語で統一しております。この「一定の規準」というのは後ほど「規準」のところにもこういう形で出てきますので、なるべく全体を通して整合するような用語にして、誤解を避けるようにしております。

それから、最後のところも「積極的形式によって結論を報告する」というふうに修正しておりますが、これも語尾をあわせようという趣旨でございます。これは公認会計士協会からの意見を反映したものでございます。

「経営者が主題情報を想定利用者に提示しない場合の取扱いが明確でない」ということで、これは日本経団連さんからご意見を頂戴しております。内部統制監査においてアサーションがある場合もない場合もあり得るわけございまして、ここは例示ですので、一般的にアサーションがない場合が普通であろうということで、アサーションがない場合のみを例示していくということで、では、具体的に内部統制の保証をする場合にどういうふうな業務規準になるかというのは、そこまではここでは記述しないということにしております。

5ページですが、順番として のレビュー業務を にすべきではないかというご意見があり

ましたが、これは変更しておりません。

公認会計士協会から、「内部統制に係る保証業務の結論の表明は、積極的形式か消極的形式か、又は両方が明確にすべき」と、これは両方あり得るわけですが、ここでは結論の報告形式を記述しているわけではございませんので、保証業務としてこういう業務がありますよということをわかりやすく理解して頂くために例示をしているということです。したがって、現に存在する業務事例ということですので、ここでは直接報告的な意味で、アサーションがない場合を想定した記述にしているということでございます。

この点のご意見が多かったので、報告規準の方で追加して修正しております。

ですが、「レビュー業務の定義がないにも関わらず、限定的保証業務として例示している根拠が不明」ということですが、これは特定のレビュー基準を前提とするわけではございません。そこで「いわゆるレビュー」と、「いわゆる」というのを付けて表現しているということですが、言葉がわかりにくい点もありますので、若干修正しております。「業務実施者が自ら入手した証拠に基づき判断した結果」というふうにサラッとしておりまして、特定の規準があるかのような「規準に照らして判断し」という文章は除いております。もちろんレビューの基準が必要な場合には、今後策定されるということを前提としております。

報告形式の表現は先ほど同じように、語尾の表現をあわせております。

3の保証業務の実施の前提でございますが、これについては、保証業務は必ずしも公認会計士のみが行うとは言い切っていないわけでございます。公認会計士協会からは、「一定の試験などで確認された専門的スキルや知識を有し、……」とする必要があるのではないか、そこまで書いた方がいいのではないかということを提案されていたわけですが、その内容というのはここで書くべきことではないであろうということですので、個々の業務においてどういう専門的なスキルや知識が要るのかというのは、個々の業務なり法令等で考慮されるべき点でございますので、それ自身が保証業務の枠組みを構成するということではないので、そこまで具体的な記述はしないしております。

「独立の立場」の意味については特に説明されていないので、財務諸表監査で考えられている独立性との比較において説明をすべきということでございます。この独立性をここで書いておりますのは、保証業務の前提ということで、保証業務それ自身の枠組みというよりは、その前提となる倫理規定や品質管理基準で求められているということでありまして、どういう独立性が求められるかというのは個々の業務においてまた違うことも考えられますので、その具体的なところまでをここでは記述しないということにしております。

次に、保証業務の枠組みという観点から見た場合、保証の前提として公正妥当な「規準」の存在が不可欠と思われるという意見が公認会計士協会から寄せられております。これは『「規準」は保証業務の対象に応じて個別に策定され得る』と書いてありますので、必ずしも「規準」があることが前提ではない、保証業務に応じて「規準」ができるということもありますので、これはそういう記述はしておりません。

また、ここは文章のつながりが、公開草案では「報告の方法、その他保証業務」と、法律みたいに書いてあるのですが、ちょっとわかりにくいということでございますので、「報告の方法等について、保証業務を適正に遂行できるものであるかを判断する」というふうな表現に、文章を読みやすくしております。

(3)は「限定」という言葉を「制限」という言葉に変えております。「限定意見」とか「限定的保証」というのと混同されるおそれもありますので、「制限される」ということでございます。

4の保証業務の定義に合致しない業務の例示のところでございますが、は主題に責任を負う者だけではなくて、限られた利用者との合意による場合、そういう手続も合意された手続の範疇に入りますので、そこを明確にするために、下線にありますように、「主題に責任を負う者又は限られた利用者との間の合意によって」というところを追加してございます。

ですが、これは経営や、いわゆるコンサルタント業務ですが、「経営又は税務上の判断に関わる助言や調査等を行う業務」、これは主題に責任を負う者のみ利用するというところございまして、「主題に責任を負う」、例えば経営者も想定利用者の一人になるということは、一部であるということは可能でございますので、そういう方のみが利用するために行う業務はコンサルタントということで保証業務にはならないということを明確にしたところでございます。

7ページ目はあまりございませんが、第1点は、表題として「保証業務に関わる当事者」の1「三当事者の関係」となっておりましたのを、「存在」というふうに直しております。これは上の「要素」のところ「三当事者の存在」となっておりますので、それにあわせたということでございます。

2の業務実施者のところですが、通常、業務実施者が想定利用者になることはないのではないかとご意見がございました。確かにそういうことはあまりないと思われるのですが、概念の整理をして記述しておりますので、必ずしも公認会計士監査のみを対象として、公認会計士監査であれば当然公認会計士の方、監査を実施した方が想定利用者になるということはないと思うのですが、それだけを対象としたということではなくて、一応概念ということでござい

ますので、特に修正はしておりません。

8ページ目、「主題」でございます。この文章が「適切な主題は」という形で始まっておりまして、「保証業務における適切な主題は、……適切な主題として保証業務の対象とすることができる」ということで、公開草案では文章を読んで主語が二つあるといいますが、よくわからないということがございましたので、少しシンプルにいたしております。「適切な証拠を収集することができるものをいう」というふうにしております。

ここで「保証業務における適切な主題は、識別可能であり」と、この「識別可能」とは何かということの説明する必要があるのではないかというご意見がございましたが、識別できるということを行っているだけなので、どういうふうに識別できるのか、どのように識別できるのかということまではここでは言うておりません。それはそれぞれの主題によって相当違ってくるのではないかと思いますので、これ以上詳しくは修正をしておりません。

8ページの3の「主題の性格」のところでございます。ここは公開草案では「主題には、定性的か定量的か、客観的か主観的か、歴史的か将来的か」という記述になっておりましたが、この点について、将来的なものとはどういうものか、あるいは将来的なものの保証に関しては、保証を受ける側がどのような、例えば証拠なりが求められるのかという点について経団連からご意見がございました。

ここでは、「歴史的」というのは直訳的なのですが、日本語から言うと、いわゆる過去に既に確定しているというような意味であって、「将来的」というのも必ずしも将来起こり得ることを意味するのではなくて、むしろ予測なり仮定的なものが含まれている場合という趣旨でございますので、「確定的か予測的か」というふうに言葉を改めました。したがって、過去の情報でありまして、プロフォーマのようにある仮定なり予測を変えて作り直すという場合には、予測的な情報になるということがございます。将来のことを何か保証するという意味ではありませんので、このように用語を修正しております。

9ページでございます。まず、「六 規準」の「1 規準の要件」でございますが、ここは幾つかご意見がありまして、評価又は測定の「規準」であることを明示すべきであると、必要な「規準」というのは、評価又は測定の「規準」であることを明示すべきであって、保証業務の業務実施者が従う方の「規準」、実施規準についてはどう考えているのかという公認会計士協会からのご意見がありました。

それから、「なお書き」、公開草案では下についておりましたが、これについて、個人的な経験を用いられない点と業務実施者の判断に委ねられている、つまり業務実施者の個人的な判断

に委ねられているという証拠の収集との関係を明確化すべきというご意見を日本貿易会から頂きました。

まず、ここで言う「規準」というのは、当然会計基準のように、主題の情報を作成するための評価、測定「規準」であるということでございます。ただ、主題情報を作成する規準のみを公開草案では表現しておりますので、ちょっと誤解をされたのかなということで、それも踏まえて修正をいたしました。また、「なお書き」のところは離れておりましたので、これも一緒にしております。

特に直したところは、趣旨としては、保証業務に適合する規準とは、一つには主題に責任を負う者が主題情報を作成する場合、次に、業務実施者が結論を報告する場合に主題を評価又は測定するための一定の規準がある。会計基準であれば、財務諸表を作成する面と、それをもとに適正性を判断するための規準の両面がある、その両面を表現しております。ということで、「次のような要件を備えている必要がある。ただし、業務実施者が、一定の規準として、自らの期待、判断及び個人的な経験を用いることは適切ではない」、つまり判断自体は、個人的ないろいろな経験等が必要なわけですが、その判断するもとの規準を個人的な経験とかで作るということは適切でないという趣旨にしております。

業務実施者の規準は、保証業務のフレームワークをはじめとして監査基準ですとか、そういうものがありますので、特にそこまでは言及しておりません。

9ページの「2 規準の適用」、この下線はデュー・プロセスという言葉、先ほどと同じように変えたところでございます。これにつきましては、確立された規準と個別に策定される規準は共にデュー・プロセスが必要と解釈でき、手続として同じ要件を要求していることから実質的な違いを記載する必要があるというご意見がございました。

個別に策定される規準はデュー・プロセスを経っていないので、まさに個々に適合性の評価が必要となるということですので、ここはちょっと若干誤解ではないかと思えます。ここは会計基準のように、公正な手続を経て確立されているものと、そうでないものを使う場合もあるということを記述しております。

10ページ目でございますが、ここは公認会計士協会から3の想定利用者の利用可能性というところで、「通念」という言葉はもう少しわかりやすくすべきではないかということで、これは「広く一般に理解を得られている規準」に修正しております。例えば測定の単位ですとか、そういう客観的な単位なり、そういうものでございます。

七の証拠の「2 職業的専門家としての懐疑心」ですが、ここは「評価判定」という用語を

使っていたのですが、「評価又は測定」という用語もありまして、もう少しわかりやすくした方がよいのではないかとということで、一般的な意味で「批判的に評価する」ということで、「評価」という言葉にしております。

それから、「懐疑心は」となっているのは、「懐疑心とは、……意味する」ということで「てにをは」を直しております。

11 ページの(2) 証拠の信頼性についての記述でございます。この文章が、「異なる源泉からの、異なる性格の証拠の間が首尾一貫していない」というのはちょっと日本語としてわかりにくいのではないかとということで、意見書(案)では、入手した証拠が他の源泉からの証拠又は異なる性格の証拠と首尾一貫していない場合には、その不一致を解消するための手続をしなさいという形に表現を変えております。

(3) の「評価判定」という用語も同じく「評価」という用語に変えております。

4 の重要性ですが、ここも「評価判定」は「判断」という用語に変えて、重要性が適用されるのか、あるいは重要性の原則が適用されるのかというような、これは幾つか用語の例があるということでございまして、ここではあまりそこにこだわらないように、「重要性が考慮される」という言葉に変えてございます。重要性の原則とか基準というのは、これより前にあるのか、別途既にあるのかというと、そういう意味ではございませんので、「重要性が考慮される」というふうにしております。

「5 保証業務リスク」ですが、一つは、期待ギャップ(社会的リスク)の存在についても記載する必要があるという協会から意見がございました。期待ギャップの存在により業務実施者が不適切な結論を報告してしまうというのは、直接的には関係ないのではないかとということで、むしろここは社会的なリスクという面では倫理的な対応ではないかというふうに考えて、保証業務リスクには入れておりません。

それから、アサーションがある場合のみを想定した記述になっていると思われるので、アサーションがない場合には、「虚偽の表示」などを読みかえるということですが、つまり「虚偽の表示」というのは、表示がされている場合の「虚偽の表示」であると。表示がない場合、アサーションがない場合は読みかえ規定が要るのではないかとというようなご意見が中央青山からございました。ここは「国際監査基準」も同じでございまして、保証報告の方で対象が異なる場合の記述を追加して対応することにいたしております。

それから(2) でございますが、ここはISA、「国際監査基準」では、固有リスクと統制リスクを結合するという議論がされております。既に我が国の監査基準でも固有リスクと統制

リスクは監査リスクの理解のための要素として整理したものと位置づけておきまして、実務上は区々に存在していることを意味するものではないという理解ですので、特に弊害はないと考えられるのですが、ただし、今後のこと、実務上のことも考慮して明確にした方がいいだろうということで項目を追加して、(2)というのを作ってございます。

読み上げますと、「業務実施者は、固有リスク及び統制リスクを個別に又は結合して評価することにより、必要とされる保証業務リスクの水準を達成するため、発見リスクの水準を決定し、それに基づいて、証拠を収集する手続の選択、実施の時期及び範囲を決定する。」ここで重要なのは「結合して」という言葉を入れたという趣旨でございます。

(3)は従前の(2)が繰り下がったところですが、下線の部分の上に「有意な」という言葉が2カ所出てきますので、「有意な保証水準を得ることにより、有意な水準の信頼性を確保する」というのはちょっとおかしいのではないかとということで、片方は「有意」を取りまして、「有意な保証水準を得ることにより、想定利用者にとっての信頼性を確保する」という文章に整えております。

6の証拠収集手続のところは、「虚偽が存在するリスク」ということですが、これは主題情報ですから、例えば財務諸表みたいに表示されているものということですので、「虚偽の表示が存在する」というふうに整えております。

7の利用可能な証拠の量と質、ここも「主題が将来情報である場合」というのは、先ほどのところと同じように、「予測的である場合」というふうに平仄をあわせてございます。

13ページの八の保証報告書、ここは若干変えております。

まず、1の保証報告書の記載ですけれども、「文書」となっておりますが、「文書」というのは紙媒体かどうかという問題がありますので、ここはサラッと「保証報告書」という言葉にいたしまして、「業務を実施して得た保証に関する結論を保証報告により報告する」といたしております。

それから、「合理的保証業務か又は」というのを「当該保証業務が合理的保証業務であるか又は限定的保証業務であるかの区別」を明確にしないというふうにしております。

2の結論の報告ですが、これは(1)から(3)まで番号を付して整理をしております。

それから、実施した業務の概要の項目を求めるべきではないか、つまり手続を書くべきではないかというご意見がございました。この点については、「国際監査基準」の58、59項では、積極的形式では合理的保証の水準を伝達され、消極的形式では証拠収集手続に見合った限定的保証の水準を伝達される、こういう趣旨の記述があることを踏まえまして、この記述だけでは

わかりにくいので、手続的な意味で手続を書くということで、例えば(1)ですと、「合理的保証業務に求められる保証業務リスクの水準を達成するための手続を実施したことを記した上で」ということで、具体的書き方はともかくとして、そういうことも保証報告書には書くんですよということを明確にしました。

(2)は限定的保証の場合ですので、「限定的保証業務に求められる保証業務リスクの水準に見合う手続を実施したことを記した上で」ということです。

(3)は、保証報告書における結論の報告には、いわゆるアサーションベースのものと同様直接報告があるという記述だけだったわけですが、それに加えて「主題に責任を負う者による想定利用者への主題情報の提示がない場合、いわゆるアサーションがない場合は、業務実施者は直接に主題について積極的形式又は消極的形式によって結論を報告する」、この場合は直接報告をします。ただ、その形式は監査のような形もありますし、レビューのような形もあり得ますので、どういう場合どちらにするかというのは個々の業務規準に委ねるべきものと考えております。

3の「結論の報告に係る除外」というのは、「報告の除外」というのを「報告に係る除外」というふうに変えております。

ここは、その上のところもそうなのですが、適正性ということと内部統制のように有効性という場合と幾つかありますので、「適正性や有効性等が」という形で全体に修正をしております。13ページの最後から14ページにかけて、「一定の規準に照らして、適正性や有効性等が認められるとの結論を得られなかった場合」、最後のところも「適正性や有効性等が認められないとの結論を報告する」ということにしております。

それから、寄せられましたご意見では、除外事項が発見されたため合理的保証業務を限定的保証業務に変更することは認められない。これは「国際監査基準」にあるわけですが、これを明確にすべきではないかということですが、これは業務を受託した側の品質管理の問題ではないかということでございますので、ここでは明記をしております。

後発事象に関して、保証業務の期間と保証報告書との間に時間の差がある場合の取扱いに触れる必要があるということですが、これは例えば財務諸表でも年度の財務諸表、中間、それから場合によっては四半期等によって提出時期等も各々違いますし、後発事象の記載の仕方も変わる場合も想定されますので、個々の保証業務の目的や制度によって変わってくるであろうということで、そこは触れておりません。

それから、主題情報に主題の不備に関する記載が最初からある場合、これをどうするのかと

ということが公認会計士協会から意見がありました。これは本来、保証業務実施の前提で、業務の適正な遂行ができるかどうかという問題ですが、「国際監査基準」には、60 項に業務範囲に制約がある場合及び業務引き受け後における契約解除について若干言及がございます。そこで、それを踏まえまして同じような規定を4として加えております。

「保証業務契約の解除」ということで、読み上げますと、「保証業務を受託した後に、一定の規準が必要とされる要件を満たしていないか、主題が保証業務に適切でないことが判明した場合、その重要性、または影響の程度を勘案して、業務実施者は限定付きの結論、適正性や有効性等が認められないとの結論、あるいは結論を表明しないなどの措置を取り、また保証業務契約を解除する必要も検討することとなる。」としました。

先ほどの合理的保証業務を限定的保証業務に変更するということも含めて、保証業務を受託した業務自体に問題が生じた場合は、この4項で読んで頂くということを考えております。

それから、従来の4項は「業務実施者の氏名の不適切な使用」ということですが、これは保証報告書だけに限られないということで項目を分けまして、九ということで「業務実施者の氏名の不適切な使用」としました。この点について、不適切な状況はどういうものなのかというご意見がありました。全部想定できませんので、下線部にありますように、「受託した保証業務以外の目的で自己の氏名が不適切に使用されないように努めなければならない」というふうに修正をさせて頂きました。

以上でございます。

山浦部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明をもとに皆様からご意見を頂戴したいと存じます。どなたからでも結構でございますけれども、ご発言頂ければ幸いです。

久保田委員、どうぞ。

久保田委員 経団連の方から2点ばかりコメントをさせて頂きまして、それに対して今ご説明がありましたようなコメント、修正等を頂きまして、私どもとしましては、これで大変結構ではないかということでございます。ありがとうございました。

加えて、最終局面に向けてまた意見ということですが、もし入ればということで結構でございますけれども、業務の質の向上とか、効率性の追求という問題、それから、それに関わる会計士教育の充実とか、そういった点を前文なりどこかに入れて頂ければさらにありがたいとい

うことでございます。

以上です。

山浦部会長 ありがとうございます。

これについては、特段ここで議論するというよりは、こちらの方で検討するという事による方がいいでしょうか。

久保田委員 結構です。

山浦部会長 では、そのようにさせていただきます。

どなたか、ほかにございませんでしょうか。

岸田委員、どうぞ。

岸田委員 一番最後のところに保証契約の解除というのがございますけれども、全体として見た場合、契約の締結ということが全くないのに、突然出てきてちょっと奇異な感じがするのですけれども、いかがでしょうか。

多賀谷企業会計調整官 これは公開草案の段階では入っていなかったわけございまして、「国際監査基準」の中も契約について若干触れられているわけでございます。ただ、契約自体が保証業務の概念を構成するわけではありませんので、我々も最初に入れていなかったわけです。ただ、主題情報、そもそもこれを監査してくださいとかと言われたもの自体に不備がある場合とか、やっているうちに、これは保証業務としてはできないのではないかとということを受託者の方が疑問を生じた場合というのはやはりあり得るだろう。そのときは、本来はそれが保証業務を解除する要件になるのかどうかということをここで決められることではないのですけれども、検討するという事で、一応そういう余地があるということだけは明らかにしておいた方がいいのではないかと。ですから、通常は、保証業務を続けていて、それは適正ではありませんよとか、そういう意見を出して、業務として契約上は履行する。しかし、中身はきちんと判断できませんから意見を言わないとか、そういう結論になるわけですが、場合によっては解除するケースもありますよということの言及は「国際監査基準」でされているので、ここは先生おっしゃるように、ちょっと色合いが違うのですが、追加をさせて頂いたわけでございます。

岸田委員 契約の解除という場合は、その前提として契約の締結ということがないと、私内容はよくわかるのですけれども、こういうところにこういう言葉を入れるのはどうかと思うわけです。例えば「契約の消滅」とか、そういう言葉だったらまだいいのですが、契約の解除というのは契約があることが前提ですので、契約を締結することはどこにも書いていないので、突然出てきたので、内容はよく分かったのですが、ちょっと体系として奇異な感じがいたしました。

山浦部会長 友永委員、どうぞ。

友永委員 5ページの3の保証業務の実施の前提というところの(2)ですが、契約とは言っていないのですけれども、保証業務の受託に当たりということで、(1)の方は業務実施者として自分が適格かどうかという判断、(2)の方が業務が成り立つかどうかについてのいろいろな判断をすることを求めておりまして、ここに書いてある当初が保証業務を適正に遂行できるものと判断した上で受嘱したものが、この中の要件がそろわなくなったということで解除する必要がある、そこの検討をしろと、そういう構成になっているというふうに思います。

山浦部会長 岸田委員のご指摘の点は、解除というのが法律用語との整合性でちょっと奇異に感じるというご指摘でしょうか。

岸田委員 内容はよくわっておりますので、全然異議はございません。ただ、ここに突然「解除」というのが出てきて、法律的に言うと、まず契約を締結して解除するわけですから、先ほど申し上げましたように、例えば「保証業務の消滅」とか、何か契約の解除という意味ではもう少し違う書き方がよろしいのではないかと思ったのです。あまりこだわりませんが、ただ、全体としてそういう感じがしたということです。結構です、こだわりません。

山浦部会長 その点については、後ほどこちらの方で検討させていただきます。

ほかにございませんか。

遠藤委員、どうぞ。

遠藤委員 二つありまして、一つは、今金融審の方で四半期報告を半期報告との関連で審議しているわけですが、その審議とある程度パラレルな意見書が出る必要があるのではないかと思います。それとの関連で、ここで中間監査をどのように位置づけているか、位置づけようとしているかということをもとにご質問したいと思っております。

二つ目は、8ページに主題の事例というのがあります。ここでは監査人あるいは公認会計士が業務実施者になるということを前提にして、さらに主題の事例のところにありますような制度を導入しようというように読めるわけですが、この中で、例えばコーポレート・ガバナンスとか、コンプライアンスとか、人的資源の管理とかというものを対象にすることが適当なのかどうか、その二つ疑問を持っております。

以上です。

山浦部会長 事務局の方からお願いします。

多賀谷企業会計調整官 金融審議会の関係につきましては、必要があればまた後ほどご説明があると思いますが、中間監査の位置づけという意味では、中間監査も一応保証業務の中には入るということで、ただ、個々の業務として、例えばここで言う限定的保証を今後考えていくのかどうか、そのときに中間監査をどうするかというのは、個々の業務規準のところでもう一度検討される必要はあるものと思っております。ただ、大枠では保証業務には入っている。ここではその段階までしか整理はされていないということだと思います。

それから、主題の事例と公認会計士の業務との関係でございますが、これは一応概念でございますので、公認会計士の方だけを想定しているわけではございません。ただ、もちろん公認会計士の方が中心となるということでございます。

もう一つは、特にここは業務を制度化するということを行っているわけではございません。任意であるとか、あるいは財務諸表の保証という意味ではない、公認会計士法でいいますと、これは2項業務、監査であっても別の対象とした業務に、あるいは監査法人さんが監査とは別に独立性を侵さない範囲で別途行うということはあるかと思いますが、必ずしもそれが公認会計士の業務になるということをご申し上げているわけではございません。

山浦部会長 遠藤委員、よろしいでしょうか。

遠藤委員 最初の間際監査の位置づけの質問は、1 ページ目の審議の背景のところ、財務諸表の方は監査で、財務諸表以外の財務情報の方は、例えばとして四半期が出ているわけですが、そちらはレビューだと、こういう仕分けで書いてきているので、中間財務諸表と中間監査の位置づけというのが問題になるのではないかと思ったわけです。

山浦部会長 その問題は我々も十分理解しております。中間監査基準を作った段階ではまだこの概念フレームワークについては検討しておりませんでした。概念フレームワークができましたので、これに沿って改めて検討することも一つの措置として考えられると思います。ただ、四半期のレビューの問題は当然出てきますし、四半期レビューと中間監査との関係、それから中間監査と監査との関係、これの整理はやはり審議会として検討する課題だと思っております。

主題の事例の方は、今事務局の方で申しましたように、特段の制度化を念頭に置いたものではありません。もう一つは、会計士連盟のフレームワークの原案の方にこういった例があると。今後、会計士が行うかどうかに関わらず、どういった仕事が出てくるかわからない。少し幅広にいろいろな可能性も含めて考えようということでありましたので、とりあえず入れている、「とりあえず」と言うと少々いいかげんな印象を与えますけれども、少し幅広にこの概念フレームワークが適用されるということをあえて示そうとして入れたものであります。

内藤委員、どうぞ。

内藤委員 今のことに関連して、感想になるかもしれないのですけれども、この表題にもございますように、「財務情報等に係る保証業務」という設定を審議会が当初考えていたかどうか分かりませんが、広がりを持つ表現をとっているというのは、非常に時宜を得たのではないかと思うのです。これは2月20日の総会では、「財務諸表の保証に関する概念整理」だったわけですが、その後もご案内のとおり、四半期財務情報の問題もそうですけれども、アメリカでの内部統制報告書の監査、あるいはそれに対する財務諸表の監査人の直接的な意見表明、これが制度化されたというような動きだとか、昨今では、我が国の有価証券報告書の中にリスク情報の開示だとか、コーポレート・ガバナンスに関する開示が行われ始めたところ、大企業がいろいろな不祥事を生じて、では、その情報開示が果たして正しかったのかどうかというようなことも問題になっている。あるいはここ2週間ぐらいですけれども、京都議定書に対してロシアが批准表明をして、排出権の取引が現実のものになろうとしているような状態にあるわ

けです。

そうすると、企業の情報開示に関して提供される情報内容も非常に広がりを持つ中であって、その信頼性をどう担保するのかということがまさに問題となってくるときに、この保証業務に関する概念フレームワークが広がりを持って決められていたというのは先見の明があったというふうに自負をしていいのではないかと思うのです。もしここが狭く書いてあると、そんな問題は どうするんですかということで今大変になっていたのではないかと思うのです。

そういう意味で、このフレームワークというのは非常に抽象度が高くてわかりづらいところもあると思うのですが、ただ、その抽象度が高ければ高いほど適用範囲は広がるわけで、しかし、一般の人には理解できない。そうすると無意味なものになってしまう。では、翻って、今案として成立しようとしているものを見れば、ある程度具体的な内容も入れて、保証業務とは一体どういうものかということを決めているという点では、少し難しいですけども、具体性もあって、ちょうどいいかげん - いいかげんというのは「いい湯加減」という意味でのほどよい具合になっているのではないかと思うのです。それが今の遠藤委員のご発言に対する私の感想です。

ただ、その観点から見て、これは質問ですけども、この保証業務の結果というのは、一般の人々は、結局として保証業務の報告書について、そこからどういう保証が与えられるかということを理解するはずなのです。13 ページの八の保証報告書のところですけども、保証報告書に記載すべきことについて、「当該保証業務が合理的保証業務であるか又は限定的保証業務であるかの区別が明確に理解されるために必要な事項を記載しなければならない」と書いてあります。そうすると、合理的保証なのか、限定的保証なのかというのが非常にわかりにくいのです。わかりにくい中であって、この概念フレームワークの中では、では、何をもって違うかということは明示されていないわけです。そうであるとすると、こういう区別が明確に理解されるために必要な事項という、その「必要な」というのは何をもって必要とするのかということについて、少なくとも例示があった方がいいのではないかと思うのです。ですから、保証業務を構成する要素として、主題の性格がどうだとか、規準の適合性ですか、そういうことなど必要な事項を記載するという表現がもう少し必要ではないかと思いました。これが第1点です。

ついでに、ここは「記載しなければならない」と書いてありますけれども、これは概念フレームワークですので、できる限り価値判断がフリーなように、価値判断をしていないように、要するに制度の枠組みとしての価値判断ではなくて、いろいろなところのいろいろなシステム

や情報に対する保証業務に適用できるように、価値判断をできる限り除くという方針で、「しなければならない」とか「すべきである」という表現はとってこなかったと思うのです。ですから、「記載しなければならない」というのは「記載する」というように変える必要があるのではないのでしょうか。

それから、これは少し細かいことですが、14 ページの、先ほど岸田委員から疑問が出されておりました保証業務契約の解除、これは「契約の解除」ということではなくて、保証報告書に関連して結論を報告できなくなるといいますか、結論を報告する前提がそろわなくなったときの話なので4番目として挙がっていると思うのです。ですから、この表題は、今すぐには思いつかないのですが、「保証業務報告書の前提が成立しないとき」とか、そういうような表現に変える方がいいのではないのでしょうか。

四つ目は、同じページの九 業務実施者の氏名の不適切な使用というところですが、この末尾も「使用されないように努めなければならない」ではなくて「使用されないようにする」とか、そういう表現にするということと、それから、これは「九」なのでしょうが、あるいは「八の五」なのでしょうが、これを九にされたのは、この保証業務の報告書だけの問題ではなくて、もっと別の局面でも不適切に使用されることがあるということを想定されているということでしょうか。

以上、質問といいますが、意見といいますが、四つ申し上げました。

山浦部会長 ありがとうございます。

一番最初のところは非常に重要なところだと思います。この概念フレームワークというのは非常に抽象度が高い、それだけ逆に言いますと、読み手にとっては、特段にこのあたりに関心を持つ人以外はわかりにくいという背反する結果を出しておりますので、そういう意味では、先生のご指摘、ある程度目に見えるといいますが、報告書の書式を通して業務の内容が目に見えるような形で文章が入るということであれば結構なことだと私は思っておりますので、この点については後ほど検討して、入れることができるようであれば入れるようにいたしたいと思えます。

価値判断を避けるというところは、最初の方針でありましたので、「しなければならない」というところ、今のところ2カ所というご指摘ですが、これについてはそのようにさせて頂きます。

九については、業務実施者サイドからすると非常に重要な問題であるというご指摘も受けて

おりますけれども、友永先生、何かこの点について、「国際基準」の方は独立した項目としてありますけれども、恐らく趣旨としては、業務実施者にとって、名前の誤解を受ける使用とか、あるいは無断の使用はもちろんですけれども、いろいろな責任問題等に関わってくることであるので、これを独立した項目として挙げているのではないかと思うのですけれども、こういった理解でよろしいでしょうか。

友永委員 私も多分そうだろうと思うのですけれども、名前の不適切な使用というのは、監査の場合に限って話をしますと、ほかの業務をやっていて、監査を実施していたかのような、誤解を与えるような、そういった言及の仕方をされる場合もありますので、必ずしも特定の報告書を出した場合のみではないということで、ちょっと突然に九番目が出てくるので違和感はあるのですけれども、実務的にはさまざまな局面でそういった可能性があるということに関する注意喚起だろうと思います。

山浦部会長 内藤委員、いかがでしょうか。

内藤委員 結構です。

山浦部会長 どなたかほかにご指摘ございますでしょうか。

加藤委員、どうぞ。

加藤委員 基本的なことでは特にコメントはないのですが、細かな字句とか、そういうことについて幾つかコメントがあります。

まず、2ページ目の上の方に米国の例を挙げて、「特に米国では、監査法人における非監査業務」云々という言葉があるのですが、監査法人というのは日本特有の制度という点からすると、米国に監査法人制度があるのかということで、監査法人という言葉がいいのかどうか。多分今までも使っていたのかもしれませんが、例えば「ファーム」とか「監査ファーム」とか、何か制度が違うということを明確にするために、違う言葉を使うのはどうかということが感想です。それほど強い意見ではないのですが、ご検討頂ければと思います。

3ページの3の(2)ですが、2行目から「先に、財務情報以外の事項を対象とした業務も含めた」という表現があるのですが、この「先に」という意味がちょっとピンと来ないのです。

「まず最初に」という意味なのか、「もう既に述べた」という意味なのか、「これからの論理立ての中でまず最初に」という意味なのか、どうもこの「先に」という意味がよくわからないということです。多分「まず最初に」という意味だと思うのです。

それから、「財務情報以外の事項を対象とした業務も含めた、幅広い観点から包括的に整理し」と書いてあるのですが、これは私の読み込み不足だと思うのですが、どこにそういう幅広い観点からの整理をしていて、それが次に財務情報に結びつくと、どの辺を指されているのか、この「先に」という意味も含めてどうもピンと来ないわけです。

具体的には、先ほど来話題になっている 8 ページに主題の事例というのが 5 つ挙がっておりまして、この中には財務情報もあれば、財務情報以外のもの、コーポレート・ガバナンスとか、製造設備の能力だとかありますから、多分こういうものを指しているんだと思うのですが、「先に」というと、前の方にそういうのがあって、その中から財務情報云々という位置づけで書いているのではないかと思うのですが、その辺が私自身としてピンと来ないで教えて頂ければと思います。

それから、4 ページに行きまして、2 保証業務の分類の(2)のところに、「保証業務は、保証業務リスクの程度により」ということで、多分保証業務リスクという言葉はここで初めて出てくるのではないかと思います。この保証業務リスクの内容、定義をよく理解しないと、この後ですっとこれを使った説明がいっぱい出てくるのですが、この保証業務リスクというのは何かということがここでは定義がない。後ろの方に行きまして、結局 11 ページのところに保証業務リスクの定義があるということで、この辺も前からずっと読んでくるかどうかということもあるのですが、4 ページで、後ろの方を参照するとか、何かその辺の工夫が要るのではないかという気がしました。

5 ページですが、これは多分言葉遣いを変えられたと思うのですが、5 ページの上の方に、「その結果を結論として表明する」となっているのですが、たしか「結論として報告する」というように変えられているような気がするので、ここは「表明」のままでいいのかどうかということをお聞きしたいと思います。

6 ページですが、これは「てにをは」の細かなことで申しわけないのですが、4 の(1)の「業務実施者が、」と点を打っているのですが、 と には点がないので点を入れた方がいいのではないかとということと、 から は主語として「業務実施者が」と入っているのですが、 には主語がないということで、 に「業務実施者が」と入れた方がいいのではないかと思います。

それから、8ページですが、上のパラグラフに「想定利用者又は利用目的を特定する場合には、その利用者又は利用目的を制限する旨を」ということで、前の方では「特定」と言っていて、後ろでは「制限」と使い分けているのですが、何か意味があるのか。もし意味がなければどちらかにあわせるか、あるいは同じことを2回繰り返さなくて、後ろの方をただ単に「その旨を保証報告書に記載する」というふうにするれば、あまり言葉にこだわらなくていいのではないかという気がしますので、一つ提案です。

以上です。

山浦部会長 加藤委員から細かいところまでご指摘頂きましてありがとうございます。

「先に」というのは、これまでの審議の経緯が前提にあって、当初の議論が、今内藤委員の方からご指摘があったように、財務情報の保証業務に限るかどうかという議論が先にあったものですから、我々の方で、こういう先にというのがどうしても残ったのかもわかりません。いずれにしても、これについては意味がとりやすいように検討させていただきます。

それから、保証業務リスクの言葉遣いの前に定義をどうするかというご指摘ですけれども、これは前の方に何らかの形でコメントが付けられるようであれば、付けるようにいたします。これについても検討いたします。

最初の監査法人の件ですけれども、確かに制度的な意味では監査法人というのは我が国独特の言葉遣いがありますので、そういう視点から指摘されますと、確かにご指摘のとおりであります。ただ、「会計事務所」とか、「ファーム」とかという言葉もなかなか日本語にこなれない面があります。むしろ「監査法人」という言葉でイメージできるのであれば使わせて頂きたいというのが我々の意見です。これについてももちろん検討いたします。

それから、「結論を表明する」と「報告する」、これはこれまでの起草委員会での審議の経過の中で見落としたのか、あるいは意図的に使い分けたのか、これについては私の方で記憶がありませんけれども、ご指摘の件については尊重して、後で検討いたします。

それから、「業務実施者が」の点を入れるかどうか、これについては整合性の問題でありますので、これはそのようにさせていただきます。

あと、「特定」と「制限」については、言葉の並びからすると意図的に使い分けた文章でありまして、これで特段おかしいということであれば、もちろん改めることにやぶさかではありませんけれども、一応ご指摘があったということで、後ほどの検討の中で考えてみます。

これでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

八田委員、どうぞ。

八田委員 二つ質問させていただきます。

一つは非常に形式的な議論で好みの問題かもしれませんが、8ページの五の主題の3の主題の性格というところで、主題には「定性的か定量的か」と並べているのですが、「定量的か定性的か」という順番の方が読みやすいのではないかということです。なぜかという、アメリカでの、いわゆる財務報告からさらに拡大するビジネスリポーティングにいくときの一つの方向性が、従来あった数字・定量的情報から文字・定性的情報への拡大、あるいは過去情報から将来情報への拡大、そして最後は財務情報一辺倒の情報から管理会計的な情報を統合した情報への拡大ということがあり、その中で Assurance という業務の考え方が出てきたわけですから、「定量的か定性的か」、そして「客観的・主観的」、あるいは文章を変えられましたけれども、「確定的・予測的」、その方が並びがいいかなという形で、この1カ所だけ考えて頂きたいと思います。これは形式的なことです。

二つ目が、今加藤委員がお話になった保証業務リスクに関係しまして11ページの下の5の保証業務リスクの(2)、それから全く同じ表現が使われますので、見直しが必要であれば、同じ影響を及ぼすと思のですが、13ページの八 保証報告書の2 結論の報告の(1)と(2)に該当するところで、それぞれ新しい文章になっているわけですが、保証業務リスクの話が出ています。この保証業務リスクというのは、ここに定義がありますように、保証業務実施者が誤って結論を述べてしまう可能性ということですが、そうなりますと、「必要とされる保証業務リスク」という言葉が非常にひっかかるということです。何かこれが目標水準のような感じに受け取られてしまいそうですが、そうではなくて受容可能な、言うならば、受け入れることができるレベルの保証業務リスクないし失敗のリスクという意味で理解されなくてはならないと思います。したがって、それを達成するというのは何か逆なのではないか。それ以内におさめなければいけないとか、そういう表現で書かないと誤解を招くのではないかということです。そのためには、ここのところの表現方法を受容可能な保証リスクの水準を維持するとか、逆に本来求められている信頼水準を達成すべきであるといった言い廻しにすべきではないかと思います。そのような点から考えて、ちょっと表現方法が違うのではないか。もしもそこが見直し頂ければ、13ページのところも当然同じような表現方法になると思います。

山浦部会長 ありがとうございました。

ここは我々議論したところですが、ただ、「受容可能」という言葉は使わないということで、アクセプタブルというのが業務実施者が自分の責任を、これだけのことをすれば引き受けることができるという意味でのアクセプタブルという、主題は業務実施者と、こういうコンテキストで理解してここを起草したつもりであります。今ご指摘のところを細かく読み直したわけではないのですが、非常に重要なところでもありますので、この点は後ほど検討いたします。

友永委員、何かございますか。

友永委員 私も今の八田先生のご意見を伺いまして、やはりここは監査基準ですと、監査リスクを一定の水準に押さえるというような表現だったのではないかと、正確ではないのですが、そういうことですので、ちょっとここはご意見に沿って検討した方がいいのではないかと思います。

山浦部会長 いずれにしても、この点は後ほど検討させていただきます。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 皆さんもおっしゃったので若干重複しますが、そしてちょっと的外れかもしれないのですが、私の感想めいたことを申し上げます。

今まで検討してきた立派なものがあり、大変結構だと思うのですが、経営者という観点から最近のいろいろな不祥事を見ますと、やはり会計的な情報の重要性はさることながら、会計情報を通じて経営の基本的なコンプライアンスの問題だとか、あるいは大変大きな社会的なミスリードをしているということが把握出来るのではないかと私は思うわけです。そういうような問題に関しては、このいわゆる「財務諸表等」というところに含まれているのかどうか分かりませんが、先ほど内藤先生や、遠藤さんもおっしゃっていたことに関連するものです。例えば8ページの主題の事例の中の(5)に「コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス又は人的資源管理のような行為を主題とすれば」云々というのが出てますが、これはたまたま(5)のところに入っているようですが、本当は経営の問題というのはここに帰着するのです。我々が現役の時代に公認会計士さんをお願いすることはもちろん財務情報を通じての監査の問題でしたけれども、そこから必ずこういう問題の糸口というのはわかるのではないかと思います。

最近、世間を賑わしたある公益事業大会社の問題も、法律的乃至技術的な問題でしたが、その発端を探っていけば、それについてどのような会計手当ができていたのかということから問題点が認識出来たのではないかと思います。それを公認会計士さんに限定して責任を負わずわけではないけれども、そういうような社会的なニーズが最近起こってきていることに注目する必要があります。それはもう全く技術的な問題だと、あるいはこれは法律的な問題だから、会計は関係ないんだということが言えるかということが、我々経営サイドから見るとちょっと疑問に思うわけです。ですから、こうした問題が発生した場合、会社では、どの段階で経営トップや監査役が責任をとってやめるのかということも考えなければいけないわけです。

そういう観点に立つと、これを出したときに世の中の反響はどうか。専門家の人はいろいろ書いていますけれども、世の中一般の人はどう受けとめるか。つまり公認会計士さんというのはどこまで責任を持とうとしているのかということが、非常に漠としているけれども、それなりにわかる人にはわかるわけです。したがって、最初の審議の背景、目的、そういうところに、この5番のことをもう少し色濃く入れた方がいいと思います。本稿は公認会計士さんの保証を財務諸表的範囲にあくまでも限定しているのではないかと思うわけですが、今の社会の大きな流れをもう少しうたった方がよりいいのではないかと思います。

この点はアメリカと日本はちょっと事情が違うと思うのです。アメリカは法律的に担保され、それが厳しく追及され、先例主義でやっていますけれども、日本の今の経営とか社会のニーズは違うのではないのでしょうか。少し観点的な違いを申し上げましたけれども、皆さんのお話を聞きつつ、経営という観点から、これは経団連でも恐らくそういうような現行の実務慣行というか、ある種の経営的なセンスからいくと、これが合っているかどうかについては議論が出てくる可能性もあり、一度経団連のトップクラスの人とよく議論されることが必要ではないかというふうに私は思います。

以上です。

山浦部会長 ありがとうございます。

ここであります主題の事例という、その取り上げ方、伊藤委員のご指摘とちょっと観点が違うのですけれども、ただ、ご指摘のことはよくわかります。

弥永委員、どうぞ。

弥永委員 私は非常につまらないことで、根本に関わる部分ではありませんが、14 ページ

の九のところで「氏名」と書いてありますけれども、監査法人とかも主体になるのであれば、「氏名、名称」とか、そういう表現の方が、あえて「氏名」というふうにしているのであれば別ですけども、そうでなくてよければ、この辺の表現は「名称」というのを追加した方がよくないかなと思ったのが一つです。

それから、同じ 14 ページの 4 のところで、結論というのは措置ではないのではないかと思いますので、やはり「結論を報告し、あるいは結論を報告しないなどの措置をとり」ということになるのではないかと。つまり、これをただ横に「結論、あるいは結論を表明をしないなどの措置をとり」というのはちょっと日本語として変かなという印象を持ちました。

山浦部会長 要するに、ここは並びで「措置をとり」というのがかかるというのは、意味としておかしいというご指摘ですね。

弥永委員 要するに、「認められないとの結論」の次に「結論を報告し」という言葉が入らないと並ばないのではないかとということです。

山浦部会長 その点は後ほど検討させていただきます。

それから、氏名、名称、今ご指摘頂いたところはわかりました。これも後ほど検討いたします。恐らく先生のご指摘のような方向で考えることになるのではないかと思います。

どなたかほかにご意見ございませんでしょうか。

本日は、非常にたくさんのご意見を頂きましてありがとうございました。そのほかに特段のご意見がございませんでしたら、意見交換はこのあたりで終わらせて頂きたいと存じます。

皆様から本日頂きました貴重なご意見を踏まえまして、字句や文章の修正、あるいは一部内容に関わるようなところもご指摘頂きましたけれども、今後については、加古会長と私にご一任頂くということで第二部会の意見書（案）とさせて頂きたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、ご承認頂きましたので、加古会長とご相談した上で、今後必要な修正をさせて頂き、当部会の意見書の案とし、皆様には後日送付させて頂きたいと存じます。

これで本日の審議は終了させていただきます。

なお、保証業務の概念整理に関する当部会の審議は本日で区切りとなりますけれども、今後

の予定等につきまして事務局から発言があります。

事務局、どうぞ。

池田企業開示参事官 今、お取りまとめ頂きました意見書(案)につきましては、これを総会に諮る必要がございますので、なるべく早く総会を開催してお諮りさせて頂くということにしたいと存じます。

今ございましたように、第二部会の審議は区切りということになるかと思えますけれども、第二部会の今後の予定につきましては、必要が生じましたら、改めてご連絡させて頂くということにさせて頂きたいと存じます。

山浦部会長 本意見書をまとめるに当たりまして、第二部会の委員の皆様並びにその原案をまとめて頂きました起草委員の皆様には、非常に長い時間、日にちをかけてご協力頂きました。第二部会長として心からお礼を申し上げます。

これにて第二部会を閉会いたします。委員の皆様には、ご多忙の中、精力的にご審議を頂きまして、誠にありがとうございました。

午後3時28分閉会